

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年七月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

一 許可番号

平成三十年十一月二十日

指令川建セ第三〇〇〇一一〇号

二 検査済証番号

令和元年六月二十七日

川建セ第〇一〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字高野倉字母貴四百三十五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字高野倉四百三十五番地一

朝妻 裕司